

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月7日

【会社名】 朝日放送株式会社

【英訳名】 ASAHI BROADCASTING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 脇阪 聡史

【本店の所在の場所】 大阪市福島区福島一丁目1番30号

【電話番号】 (06) 6458 - 5321

【事務連絡者氏名】 経営戦略室長 井上 隆史

【最寄りの連絡場所】 大阪市福島区福島一丁目1番30号

【電話番号】 (06) 6458-5321

【事務連絡者氏名】 経営戦略室長 井上 隆史

【縦覧に供する場所】 朝日放送株式会社 東京支社
(東京都中央区築地五丁目3番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年2月9日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、平成29年5月11日に金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしましたが、その記載事項のうち、「吸収分割の日程」および「吸収分割承継会社となる会社の代表者の氏名」が変更・確定になりましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 [報告内容]について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会（当社）	平成29年2月8日
分割準備会社の設立	平成29年4月5日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年5月10日
吸収分割契約締結	平成29年5月10日
吸収分割契約承認時株主総会 （当社および朝日放送テレビ分割準備会社）	平成29年6月22日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成30年4月1日（予定）
商号変更日	平成30年4月1日（予定）

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、

総資産の額及び事業の内容

商号	朝日放送テレビ株式会社(予定) (平成30年4月1日付で「朝日放送テレビ分割準備会社株式会社」から 商号変更予定)
本店の所在地	大阪市福島区福島一丁目1番30号
代表者の氏名	山本 晋也(予定)
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業 他

商号	朝日放送ラジオ株式会社(予定) (平成30年4月1日付で「朝日放送ラジオ分割準備会社株式会社」から 商号変更予定)
本店の所在地	大阪市福島区福島一丁目1番30号
代表者の氏名	勝山 倫也(予定)
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業 他

(訂正後)

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の
吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会(当社)	平成29年2月8日
分割準備会社の設立	平成29年4月5日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年5月10日
吸収分割契約締結	平成29年5月10日
吸収分割契約承認時株主総会(当社)	平成29年6月22日
吸収分割契約承認時株主総会 (朝日放送テレビ分割準備会社)	平成29年9月29日
吸収分割の効力発生日	平成30年4月1日(予定)
商号変更日	平成30年4月1日(予定)

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、

総資産の額及び事業の内容

商号	朝日放送テレビ株式会社(予定) (平成30年4月1日付で「朝日放送テレビ分割準備会社株式会社」から 商号変更予定)
本店の所在地	大阪市福島区福島一丁目1番30号
代表者の氏名	山本 晋也
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業 他

商号	朝日放送ラジオ株式会社(予定) (平成30年4月1日付で「朝日放送ラジオ分割準備会社株式会社」から 商号変更予定)
本店の所在地	大阪市福島区福島一丁目1番30号
代表者の氏名	勝山 倫也
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	放送法による基幹放送事業および一般放送事業 他

以上